

日常生活賠償責任補償付
更新型医療定期保険

普通保険約款

あんしん少額短期保険株式会社

日常生活賠償責任補償付更新型定期医療保険 普通保険約款 目次

[この保険の主な内容].....	3
日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険 普通保険約款	4
1. 総則.....	4
第1条（用語の定義）	4
第2条（会社の責任開始期）	5
2. 保険金の支払.....	5
第3条（入院保険金の支払）	5
第4条（手術保険金の支払）	7
第5条（通院保険金の支払）	8
第6条（死亡保険金の支払）	10
第7条（重度障害保険金の支払）	11
第8条（傷害死亡保険金の支払）	12
第9条（傷害重度障害保険金の支払）	13
第10条（日常生活賠償責任保険金の支払）	14
第11条（一保険期間中の保険金額の限度）	17
3. 保険契約者または被保険者の義務	18
第12条（告知義務）	18
4. 保険契約の無効、失効、取消および解除.....	18
第13条（保険契約の無効）	18
第14条（保険契約の失効）	18
第15条（保険契約の取消）	18
第16条（告知義務違反による解除）	18
第17条（告知義務違反による解除をできない場合）	19
第18条（重大事由による解除）	19
5. 保険料の払込.....	20
第19条（保険料の払込）	20
第20条（保険料の払込方法<経路>）	20
第21条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	21
第22条（指定口座または提携金融機関等の変更）	21
第23条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）	21
第24条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	21
第25条（保険料の前納）	22
第26条（領収証の交付）	22
6. 保険契約の復活	22
第27条（保険契約の復活）	22
7. 契約者配当金.....	22
第28条（契約者配当金の支払）	22
8. 解約および保険料の返還.....	22
第29条（解約）	22
第30条（保険料の返還方法）	22
第31条（解約返戻金）	22

9. 保険契約者の代表者	23
第 32 条 (保険契約者の代表者)	23
10. 保険金等の請求、支払の時期および場所	23
第 33 条 (入院保険金、手術保険金、通院保険金、死亡保険金、重度障害保険金、傷害死亡保険金および傷害重度障害保険金の請求、支払時期および支払場所)	23
第 34 条 (日常生活賠償責任保険金請求、支払時期および支払場所)	24
11. 保険期間中における保険契約内容の変更	25
第 35 条 (保険金額の減額・増額)	25
第 36 条 (保険期間、保険料払込期間の変更)	26
第 37 条 (保険料の払込方法<回数>の変更)	26
第 38 条 (保険金受取人の変更)	26
第 39 条 (遺言による保険金受取人の変更)	26
第 40 条 (保険金受取人の死亡)	26
第 41 条 (保険契約者の変更)	26
第 42 条 (保険契約者の氏名・住所の変更)	26
12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	27
第 43 条 (年齢の計算)	27
第 44 条 (年齢および性別の誤りの処理)	27
13. 保険期間中の保険料の増額、保険金額の削減および保険金の削減	27
第 45 条 (保険期間中の保険料の増額または保険金額の削減)	27
第 46 条 (保険期間中の保険金の削減払い)	27
14. 請求書類	27
第 47 条 (請求書類)	27
15. 時効	28
第 48 条 (時効)	28
16. 管轄裁判所	28
第 49 条 (管轄裁判所)	28
17. 保険契約の更新	28
第 50 条 (保険契約の更新)	28
第 51 条 (保険契約の更新時における保険料および保険契約内容の見直し等に関する取扱)	29
<別表 1> 対象となる重度障害状態 (関係条文: 第 7 条、第 9 条)	30
<別表 2> 対象となる手術および手術給付倍率表 (関係条文: 第 4 条)	32
<別表 3> 精神および行動の障害 (関係条文: 第 1 条、第 3~9 条)	35
<別表 4> 請求書類 (関係条文: 第 47 条)	36
①保険金請求書類	36
②保険契約の変更書類	36
<別表 5> 対象とならない運動等 (関係条文: 第 3~5 条、第 8~9 条)	37

【この保険の主な内容】

この保険は、次の給付を行うことを主な内容とするものです。

名 称	支 払 事 由
入院保険金	被保険者が傷害または病気によって入院したとき
手術保険金	被保険者が傷害または病気の治療のために所定の手術を受けたとき
通院保険金	被保険者が傷害または病気の治療を目的とする入院をした場合で、退院後に通院したとき
死亡保険金	被保険者が死亡したとき
重度障害保険金	被保険者が傷害または病気によって重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないとき
傷害死亡保険金	被保険者が傷害により死亡したとき
傷害重度障害保険金	被保険者が傷害によって重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないとき
日常生活賠償責任保険金	被保険者および同一生計者が、個人の日常生活や住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊を引き起こし、被保険者本人が、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき

日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険 普通保険約款

1. 総則

第1条（用語の定義）

この約款において使用される用語の定義は次の通りとします。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
被保険者	保険証券記載の被保険者（保険の対象となる者をいいます。）をいいます。
保険期間	保険期間は1年間とし、保険証券記載の保険始期日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
死亡保険金受取人	保険証券記載の死亡保険金受取人をいいます。死亡保険金と傷害死亡保険金の保険金受取人は同一とし、異なる定めはできないものとします。
傷害	急激かつ偶発的な外来の事故によって生じた身体の障害をいいます。この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒は除きます。また、被保険者に施された医療行為による傷害も除きます。
病気	病気とは、傷害以外の身体の障害をいいます。 ただし、病気には精神及び行動の障害（厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」のうちF00-F99）および自然分娩（厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」のうちO80 およびO84.0）を含みません。（別表3）
同一の病気	医学上重要な関係にあると医師が判断した一連の病気は、病名を異にするときであっても、これを同一の病気として取扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。以下同じ。）または、これらと同等と会社が認めた日本国外にある医療施設をいいます。
入院	医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
治療を目的とする入院	美容上の処置、傷害または病気を直接の原因としない避妊手術、治療を伴わない診断・検査（人間ドック検査を含む）等により入院した場合は、「治療を目的とする入院」には該当しません。
通院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

治療を目的とする通院	「治療を目的とする通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。
身体の障害	傷害または病気をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
財物の損壊	財物（有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の無体物は、有体物に収録、記載されている場合であっても含みません。）の滅失、き損または汚損をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第2条（会社の責任開始期）

1. 会社は、保険契約申込書および告知書等（以下「申込書等」といいます。）の受付を毎月末日（以下「申込締切日」といいます。）に締め切ります。申込締切日までに会社が申込書等を受理し、申込締切日の属する月の翌月10日（以下「引受可否通知日」といいます。）までに保険契約の申込を承諾したことを条件として、引受可否通知日の属する月の翌月1日を保険期間の始期日とし、この日を「契約日」とします。
2. 契約日を「責任開始日」とし、会社は、この日から保険契約上の責任を負います。
3. 保険期間および保険料払込期間は、契約日からその日を含めて計算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、その旨を引受可否通知日までに保険契約者に通知します。ただし、保険証券の発行をもって承諾通知に代えることがあります。
5. 保険契約は、会社が前項の承諾の通知を発したときに成立するものとします。

2. 保険金の支払

第3条（入院保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。

- ① 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を直接の原因にその治療を目的とする入院であること。ただし、不慮の事故による傷害が原因の場合は、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限る。
- ② 病院または診療所における入院であること。
- ③ 保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること。

2. 支払金額

1回の入院につき、次の計算式で算出した額とします。

〔保険証券記載の入院保険金日額 × 入院日数（80日限度）〕

3. 保険金受取人

被保険者とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者の開始した入院が、次の各号のいずれかの事由により被った身体の障害による入院である

場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 保険契約者または被保険者の重大な過失（傷害入院保険金の場合）
- ③ 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的での犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第4号および第5号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 第9号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑪ むちうち症または、腰・背痛等（他覚症状のないものをいいます。以下同じ。）
- ⑫ 歯科疾病
- ⑬ 妊娠、出産（医師が異常分娩と診断したものは除く）
- ⑭ 被保険者の犯罪行為
- ⑮ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑯ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑰ 被保険者が別表5に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑱ 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。以下同じ。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具 による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。以下同じ。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。以下同じ。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。以下同じ。）に生じた事故
- ⑲ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。以下同じ。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。以下同じ。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

5. 入院保険金支払事由の補則

- ① 第1項の入院が、保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の入院をこの保険期間中の入院とみなします。
- ② 被保険者が、同一の傷害または病気を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合（転入院を含みます。）には、継続した1回の入院とみなします。ただし、入院保険金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ③ 第1項の入院をした場合に、次のいずれかのときは、入院開始の直接の原因となった傷害または

病気により継続して入院したものとみなします。

- (1) 入院開始時に異なる傷害または病気を併発していたとき
- (2) 入院中に異なる傷害または病気を併発したとき

6. 支払限度額および支払限度日数

入院保険金の支払は、次の各号に定める支払日数（入院保険金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）および通算支払額をもって限度とします。

- ① 1回の入院について 80日
- ② 一保険期間を通じて保険証券記載の額。ただし、手術保険金・通院保険金と合計して、いかなる場合も80万円を超えないものとします。
- ③ 入院日数および通院日数の合計が新規加入時から通算720日に達したときは、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。

第4条（手術保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術をしたとき

- ① 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を直接の原因にその治療を目的とする手術であること
- ② 別表2の手術給付倍率表（以下「手術給付倍率表」といいます。）に定める種類の手術であること
- ③ 病院または診療所における手術であること
- ④ 保険期間中の手術であること

2. 支払金額

1回の手術につき、次の計算式により算出した額とします。

〔保険証券記載の入院保険金日額 × 手術給付倍率表に定める倍率〕

3. 保険金受取人

被保険者とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により被った身体の障害による手術である場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 保険契約者または被保険者の重大な過失（傷害の場合）
- ③ 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的での犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第4号および第5号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故

- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 第9号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑪ むちうち症または、腰・背痛等（他覚症状のないものをいいます。以下同じ。）
- ⑫ 歯科疾病
- ⑬ 妊娠、出産（医師が異常分娩と診断したものは除きます。）
- ⑭ 被保険者の犯罪行為
- ⑮ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑯ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑰ 被保険者が別表5に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑱ 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。以下同じ。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具 による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。以下同じ。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。以下同じ。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。以下同じ。）に生じた事故
- ⑲ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。以下同じ。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。以下同じ。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

5. 手術保険金支払事由の補則

被保険者が、別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2つ以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

6. 支払限度額および支払限度日数

手術保険金の支払は、次に定める通算支払額をもって限度とします。
一 保険期間を通じて保険証券記載の額。ただし、入院保険金・通院保険金と合計して、いかなる場合も80万円を超えないものとします。

第5条（通院保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院をしたとき

- ① 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を直接の原因に、その治療を目的とする第3条に定める入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その入院の退院後の通院であること
- ② 入院の退院の日の翌日からその日を含めて100日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院（往診を含みます。以下同じ。）であること
- ③ 入院の直接の原因となった傷害または病気の治療を目的とした通院であること
- ④ 病院または診療所における通院であること

2. 支払金額

1回の通院につき、次の計算式により算出した額とします。

[保険証券記載の入院保険金日額の二分の一 × 通院期間内の通院日数（30日限度）]

3. 保険金受取人

被保険者とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者の開始した通院が、次の各号のいずれかの事由により被った身体の障害による通院である場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 保険契約者または被保険者の重大な過失（傷害の場合）
- ③ 保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的での犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第4号および第5号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 第9号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑪ むちうち症または、腰・背痛等（他覚症状のないものをいいます。以下同じ。）
- ⑫ 歯科疾病
- ⑬ 妊娠、出産（医師が異常分娩と診断したものは除きます。）
- ⑭ 被保険者の犯罪行為
- ⑮ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑯ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑰ 被保険者が別表5に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑱ 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。以下同じ。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。以下同じ。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。以下同じ。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。以下同じ。）に生じた事故
- ⑲ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。以下同じ。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。以下同じ。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

5. 保険金を支払わない場合—その2

次の各号の場合、通院保険金は重複して支払いません。

- ① 被保険者が同一の日に2回以上通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
- ② 被保険者が2つ以上の傷害または病気の治療を目的とした1回の通院をしたとき

6. 保険金を支払わない場合—その3

被保険者が、その被保険者について入院保険金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であるか否かにかかわらず、通院保険金は支払いません。

7. 通院保険金支払事由の補則

- ① 第1項の通院が、保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の通院をこの保険期間中の通院とみなします。
- ② 被保険者が入院を2回以上した場合で、入院保険金の支払事由補則の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、次の(1)と(2)に定めるところによります。
 - (1) 2回以上の入院のうち最後の入院の退院日（1回の入院の入院保険金が支払われた日数が1回の入院における支払日数の限度を超える場合は、その支払日数が支払日数の限度となる日を含んだ入院の退院日）を通院保険金の支払事由に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始の直接の原因の治療を目的として通院した場合は、その通院については通院期間中の通院とみなします。
- ③ 被保険者が傷害または病気を直接の原因として入院を開始したときまたは入院中に、異なる傷害または病気を併発したとき（併発したそれぞれの傷害または病気についての入院の必要があると会社が認めた場合に限り）は、次の(1)と(2)の定めるところによります。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) 支払日数の限度は、それぞれの入院と同一の原因の治療を目的とした通院につき、それぞれ30日とします。ただし、入院保険金の支払事由補則規定により、入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続した入院とみなされる場合を除きます。

8. 支払限度額および支払限度日数

通院保険金の支払は、次の各号に定める支払日数（通院保険金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）および通算支払額をもって限度とします。

- ① 1回の通院について30日
- ② 一保険期間を通じて保険証券記載の額。ただし、入院保険金・手術保険金と合計して、いかなる場合も80万円を超えないものとします。
- ③ 通院日数および入院日数の合計が新規加入時から通算720日に達したときは、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。

第6条（死亡保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が保険期間中に死亡したとき

2. 支払金額

保険証券記載の死亡保険金額

3. 保険金受取人

死亡保険金受取人とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
- ② 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ③ 保険契約者または死亡保険金受取人が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的での犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第4号および第5号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

5. 保険金を支払わない場合—その2

重度障害保険金を支払った後に死亡した場合は、会社は、死亡保険金を支払いません。

6. 死亡保険金支払事由の補則

- ① 傷害死亡保険金を支払うときは、死亡保険金額から傷害死亡保険金の支払額を減額します。
- ② 第1号の規定により、死亡保険金を支払う前に傷害死亡保険金を支払い、死亡保険金額が負値となる場合には、傷害死亡保険金の支払事由に該当したときにこの保険契約は終了します。

7. 保険契約の終了

被保険者が支払事由に該当したときは、この保険契約は終了します。

第7条（重度障害保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を直接の原因として、保険期間中に別表1に定める重度障害状態（以下「重度障害状態」といいます。）に該当し、かつ、その回復の見込みがないと医師が判断したとき。

2. 支払金額

保険証券記載の重度障害保険金額

3. 保険金受取人

被保険者とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（傷害の場合）
- ② 被保険者の自殺行為
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第4号および第5号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因

とする事故

- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

5. 重度障害保険金支払事由の補則

- ① 被保険者が別表 1 に定める重度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間満了の日に、その回復の見込みが明らかでないことにより、支払事由に該当しない場合においても、保険期間満了日の翌日から 180 日をこえてもなおその状態が継続したときは、会社は、保険期間満了日に重度障害保険金の支払事由に該当していたものとみなして重度障害保険金を支払います。
- ② 傷害重度障害保険金を支払うときは、この重度障害保険金の重度障害保険金額から傷害重度障害保険金の支払額を減額します。
- ③ 第 2 号の規定により、この重度障害保険金を支払う前に傷害重度障害保険金を支払い、この重度障害保険金の重度障害保険金額が負値となる場合には、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。

6. 保険契約の終了

被保険者に重度障害保険金が支払われたときは、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。

第 8 条（傷害死亡保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。

2. 支払金額

保険証券記載の傷害死亡保険金額

3. 保険金受取人

死亡保険金受取人とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 第 4 号および第 5 号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦ 第 5 号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 別表 3 に定める精神および行動の障害（別表 3 に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 第 9 号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故

- ⑪ 被保険者の犯罪行為
- ⑫ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑬ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑭ 被保険者が別表5に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑮ 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具 による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。）に生じた事故
- ⑯ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

5. 保険金を支払わない場合—その2

傷害重度障害保険金を支払う場合には、会社は、傷害死亡保険金を支払いません

6. 保険契約の終了

被保険者が支払事由に該当したときは、この保険契約は終了します。

第9条（傷害重度障害保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に、別表1に定める重度障害状態に該当し、かつ、その回復の見込みがないと医師が判断したとき。

2. 支払金額

保険証券記載の傷害重度障害保険金額

3. 保険金受取人

被保険者とします。

4. 保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、会社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 第3号および第4号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑥ 第4号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 別表3に定める精神および行動の障害（別表3に定める薬物依存を含みます。以下同じ。）を原因とする事故

- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 第8号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑩ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑪ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑫ 被保険者が別表5に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑬ 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具 による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。）に生じた事故
- ⑭ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

5. 傷害重度障害保険金支払事由の補則

被保険者が重度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間満了の日に、その回復の見込みが明らかでないことにより、支払事由に該当しない場合においても、保険期間満了日の翌日から180日をこえてもなおその状態が継続したときは、会社は、保険期間満了日に傷害重度障害保険金の支払事由に該当していたものとみなして傷害重度障害保険金を支払います。

6. 保険契約の終了

被保険者に傷害重度障害保険金が支払われたときは、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。

第10条（日常生活賠償責任保険金の支払）

1. 支払事由

被保険者および同一生計者が、日本国内において、保険期間中に次の各号に定める偶然な事故（以下「事故」といいます。）のいずれかにより、他人の身体の障害または他人の財物の損壊を引き起こし、被保険者本人が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金を支払います。

- ① 被保険者および同一生計者の日常生活〔住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。以下「住宅」といいます。）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。〕に起因する偶然な事故
- ② 被保険者および同一生計者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

2. 保険の対象となる者

- ① 本条において、同一生計者とは次の(1)から(3)のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - (3) 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ② 前号の被保険者と被保険者以外の者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

3. 先取特権

- ① 被保険者に対して事故に係わる損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、保険

金を請求する権利について先取特権を有します。

- ② 被保険者は、第1号の被害者の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または被害者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険金を請求することができます。

4. 支払保険金の範囲

支払う保険金の範囲は、次の各号に定めるものにかぎります。

- ① 被保険者が被害者に対し法律上の賠償責任を負担することによって、実際に被害者に弁済した賠償金額もしくは被害者が承諾した賠償金額。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
- ② 支払事由に該当する事故が発生した場合において、その損害の防止または軽減のために要した費用のうち会社が必要または有益であったと認めた費用
- ③ 第2号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ会社の書面による同意を得た費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 本条第9項第1号に規定する会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、本条第8項第1号(5)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続きならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

5. 支払金額

- ① 日常生活賠償責任保険金の支払額は、1回の事故につき、第4項第1号の損害賠償金と第4項第2号から第7号までの費用の合計金額とします。ただし、支払う保険金の一保険期間における通算合計額は保険証券記載の日常生活賠償責任保険金額を限度とします。
- ② 保険金の支払額が、保険証券記載の保険金額に達したときは、この保険契約は保険期間満了日をもって終了します。ただし、限度額に達したときが、更新手続完了から更新日までの間であった場合は、保険契約の更新を取り消し、既払保険料は返還します。

6. 保険金受取人

被保険者とします。

7. 保険金を支払わない場合

- ① 次の(1)から(7)のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、会社は、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者および同一生計者の故意
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (4) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物

(原子核分裂生成物を含みます。以下同じ。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (5) (2)から(4)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
 - (6) (4)以外の放射線照射または放射能汚染
 - (7) 環境汚染(流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。)に起因する事故
- ② 被保険者および同一生計者が次の(1)から(9)のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者および同一生計者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - (2) もっぱら被保険者および同一生計者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら被保険者および同一生計者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (3) 被保険者および同一生計者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (4) 被保険者および同一生計者の使用人が被保険者および同一生計者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者および同一生計者が家事使用人として使用する者については、この限りではありません。
 - (5) 被保険者および同一生計者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (6) 被保険者および同一生計者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - (7) 被保険者および同一生計者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - (8) 被保険者および同一生計者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - (9) 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるもの、および、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。なお、「ゴルフ場構内」とは、ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊施設のために使用される部分を除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

8. 事故の発生

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。以下同様とします。)は、第1項の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、次の(1)から(8)に定める事項を履行しなければなりません。
- (1) 事故発生の日時および場所、被害者の住所、氏名、年齢および職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名を遅滞なく会社に通知すること。
 - (2) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、会社に通知すること。
 - (3) (1)および(2)の場合において、会社が書面による通知を求めたときは、これに応じること。
 - (4) 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - (5) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - (6) 損害賠償責任の全部または一部の承認またはその他の費用を支出しようとする場合は、あらかじめ会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限

りではありません。

- (7) 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、直ちに書面により会社に通知すること。
- (8) 会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他会社が行う損害の調査に協力すること。
- ② 保険契約者または被保険者が会社の認める正当な理由がなく第8項第1号(1)から(8)に規定する義務に違反した場合は、会社は、第8項第1号(1)から(4)、(7)および(8)の場合は、損害の額から損害の発生および拡大を防止または軽減できたと認められる額を、(5)の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(6)の場合は会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

9. 会社による解決

- ① 会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、会社の求めに応じ、その遂行について会社に協力しなければなりません。
- ② 被保険者が、会社の認める正当な理由がなく第1号の規定による協力に応じないときは、協力があつたならば軽減できたとされる損害額を控除して支払額を決定します。

10. 重複契約の取扱い

日常生活賠償責任保険金を支払うべき損害に対して、全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額（以下「支払限度額」といいます。）が損害の額を超えるときは、会社は、次の(1)および(2)に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

11. 代位

- ① 会社が、日常生活賠償責任保険金を支払ったときは、損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権は会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - (1) 会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額
 - (2) (1)以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- ② 第1号(2)の場合において、会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- ③ 保険契約者および被保険者は、会社が取得する第1号および第2号の債権の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、会社に協力するために必要な費用は、会社の負担とします。

第11条（一保険期間中の保険金額の限度）

- 1. 一保険期間中に同一の被保険者について引き受ける保険契約のすべての保険金額を合計して、いかなる場合も1,000万円を超えないものとします。

2. 入院保険金、手術保険金、および通院保険金（以下「医療保険金」といいます。）の合計支払金額が80万円に達した場合、その達したときから保険期間満了日までの間、会社は、医療保険金の支払事由が生じても医療保険金を支払いません。
3. 医療保険金支払金額が80万円に達した場合、会社は、その達した日の属する月の翌月から保険期間満了日までの医療保険金の保障に充当されるべき保険料を徴収しません。医療保険金の保障に充当されるべき保険料が既に振り替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。
4. 第50条（保険契約の更新）の規定により保険契約が更新された場合には、更新日より医療保険金の支払限度額は復元します。

3. 保険契約者または被保険者の義務

第12条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が書面で質問した事項について、正確に告知しなければなりません。

4. 保険契約の無効、失効、取消および解除

第13条（保険契約の無効）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、その保険契約を無効とします。

- ① 重複契約が判明したときは、責任開始日が後の保険契約を無効とし、責任開始日が同一日の場合は保険契約者の選択により一つを有効とし、その他を無効とします。この場合、無効となった保険契約の保険料は、返還します。
- ② 第1回保険料が、責任開始日の属する月の前月の振替日に口座振替できないときは、保険契約を無効とします。
- ③ 保険契約者またはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とし、保険料は、返還しません。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。その場合において、責任開始日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が失効したときまたは保険料の振込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。

第15条（保険契約の取消）

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結した場合には会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
2. 前項の場合には保険料を返還しません。

第16条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、第12条の規定により会社が告知を求めた重要な事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社

は、将来に向かって、この保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、第1項により保険契約を解除することができます。
3. 第2項の場合には、解除された時まで生じた保険金の支払事由について、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。ただし、保険金の支払事由が、解除の原因となった事実によらないときは、保険金の支払を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解除の通知をした日（以下「解除通知日」といいます。）を基準として、解除通知日の属する月の翌月の保障に充当する保険料が既に振り替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。

第17条（告知義務違反による解除をできない場合）

1. 会社は、次の各号のいずれかの場合には、第16条による保険契約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のために知らなかったとき
 - ② 会社のために保険契約の締結の媒介をすることができる者（以下、保険媒介者といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条による解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。
 - ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、第12条による解除の原因となる事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき。
 - ④ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - ⑤ 保険契約が責任開始日からその日を含めて2年を超えて有効に存続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由が発生したときを除きます。
2. 第1項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第12条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、会社は第16条による保険契約の解除をすることができます。

第18条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかの場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）の支払を行わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人がこの保険契約の保険金（死亡保険金を除きます。）の支払を行わせることを目的として事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - ③ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 反社会的勢力(注)に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

- ウ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
- エ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ その他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生から解除がされた時まで発生した保険金の支払事由について、保険金を支払いません。もしすでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(注)前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号アからオまでに該当したのが保険金の受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

3. 本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解除通知日を基準として、解除通知日の属する月の翌月の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、当該保険料を保険契約者に返還します。

5. 保険料の払込

第19条(保険料の払込)

保険料は、その払込期間中、毎月、第20条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法によって、次の各号に定める期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

- ① 第1回保険料
引受可否通知日から引受可否通知の属する月(責任開始日の属する月の前月)の末日まで
- ② 第2回保険料
責任開始日の属する月の初日から末日まで
- ③ 第3回以後の保険料
責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで

第20条(保険料の払込方法<経路>)

1. 保険料は、会社の定めた日(以下「口座振替日」といいます。)に保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、
2. 第1項に規定する口座振替日が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融

機関等を含みます。)の休業日に該当する場合は、翌営業日を口座振替日とします。

3. 第2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 第1項の保険料払込方法<経路>を適用するには、次の各号の条件を満たすことを要します。
 - ① 保険契約者の指定口座が提携金融機関等に設置してあること
 - ② 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること
5. 保険契約者は、口座振替日の前日までに払込保険料相当額を口座に預入しておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証は発行しません。ただし、保険契約者からの申し出があれば、会社は、領収証を発行します。

第21条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 口座振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第1回保険料相当額の口座振替ができないときは、この保険契約は無効とします。
2. 保険料の払込期月の口座振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、会社は、翌月の口座振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
3. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、第23条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）に規定する猶予期間満了の日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の指定した金融機関等の口座に払い込んでください。

第22条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
2. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
3. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により口座振替日を変更することがあります。この場合は、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第23条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までを猶予期間とします。
2. 払込期日の過ぎた保険料の一部が支払われたときは、支払われた保険料相当期間、支払猶予期間を延長します。
3. 猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第24条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じ、保険契約者または被保険者が保険金請求手続きを行う場合は、保険契約者はただちに未払込の保険料を会社に払い込んでください。
2. 第1項にかかわらず、保険契約者から未払込保険料の支払がない場合には、会社は、保険金から払い込むべき保険料を差し引いて保険金を支払います。

3. 第2項の場合において、保険金が差し引くべき未払込の保険料に不足する場合は、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険金を支払いません。
4. 猶予期間中の被保険者の死亡により、保険料が払い込まれないまま、第23条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）第3項の規定にもとづきこの保険契約が失効した場合には、会社は、死亡保険金受取人に通知のうえ、払い込むべき保険料を差し引いて保険金を支払います。
5. 第23条第3項により保険契約が失効となった場合でも、猶予期間中の保険事故に対しては、第1項から第4項の規定に従って保険金を支払います。

第25条（保険料の前納）

この保険契約については、保険料の一括前納は取り扱いません。

第26条（領収証の交付）

1. 会社は、保険契約者から保険料を現金で受け取ったときは、領収証を発行し、保険契約者に交付します。
2. 保険契約者が、会社の指定した金融機関等の口座に送金することにより、保険料を払い込んだときには、振込受領書をもって領収証に代えます。
3. 前項の場合、保険契約者からの申し出があれば、会社は、領収証を発行します。

6. 保険契約の復活

第27条（保険契約の復活）

この保険契約については、復活は取り扱いません。

7. 契約者配当金

第28条（契約者配当金の支払）

この保険契約については、契約者配当金はありません。

8. 解約および保険料の返還

第29条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約を解約することができます。この場合、解約日は、保険契約者から解約の申出があった日またはその日以後の保険契約者が指定した日とします。
2. 第1項に規定する解約日を基準として、解約日の属する月の翌月の保障に充当する保険料が既に振り替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。

第30条（保険料の返還方法）

会社は、保険契約者から申し出がない限り、保険契約者に返還すべき保険料がある場合には、原則としてその金額を指定口座に振り込みます。

第31条（解約返戻金）

この保険契約については、解約返戻金はありません。

9. 保険契約者の代表者

第 32 条 (保険契約者の代表者)

1. この保険契約については、保険契約者が 2 人以上あるときは、代表者を 1 人定めるものとします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第 1 項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

10. 保険金等の請求、支払の時期および場所

第 33 条 (入院保険金、手術保険金、通院保険金、死亡保険金、重度障害保険金、傷害死亡保険金および傷害重度障害保険金の請求、支払時期および支払場所)

1. 第 3 条(入院保険金の支払)から第 9 条(傷害重度障害保険金の支払)に定める保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、ただちに会社に通知してください。
2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、第 47 条に定める書類を提出してください。
3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 4 5 日を経過する日とします。
 - ① 保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合
事故の発生状況、被保険者の死亡、入院、手術、通院または所定の重度障害状態に該当する事実の有無
 - ② 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - ④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的等に該当する可能性がある場合
第 2 号および第 3 号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
5. 第 4 項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、第 3 項および第 4 項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180 日)を経過する日とします。
 - ① 第 4 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年 法律第 205 号)に基づく照会その他の法令に基づく照会 180 日
 - ② 第 4 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医

学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- ③ 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合においては、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- ④ 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 第4項および第5項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 第4項および第5項の確認をする場合は、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、会社は、保険金を請求した者に通知します。
8. 会社は第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息を支払いません。
9. 入院保険金または手術保険金もしくは通院保険金（以下本項において保険金といいます。）の受取人が保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の各号の範囲内の者に限り 保険金の受取人として代理請求することができます。
- ① 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者が同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
10. 第9項の規定により、代理請求人が入院保険金または手術保険金もしくは通院保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および第47条（請求書類）に定める請求書類を提出してください。
11. 第9項および第10項の規定により、入院保険金または手術保険金もしくは通院保険金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後に入院保険金または手術保険金もしくは通院保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
12. 重度障害保険金または傷害重度障害保険金の受取人が重度障害保険金または傷害重度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、死亡保険金受取人が、重度障害保険金または傷害重度障害保険金の受取人の代理人として重度障害保険金または傷害重度障害保険金を請求することができます。ただし、重度障害保険金または傷害重度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
13. 第12項の規定により、死亡保険金受取人が重度障害保険金または傷害重度障害保険金を請求するときは、第47条（請求書類）に定める請求書類を提出してください。
14. 第12項および第13項の規定により、重度障害保険金または傷害重度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に重度障害保険金または傷害重度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第34条（日常生活賠償責任保険金請求、支払時期および支払場所）

1. 第10条（日常生活賠償責任保険金の支払）に定める保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、ただちに会社に通知してください。
2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、第47条に定める書類を提出してください。
3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、

保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。

4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して30日を経過した日とします。

① 保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

事故の原因、事故の発生状況、損害発生の有無

② 保険金支払いの免責事由に該当するかどうかの確認が必要な場合

保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認が必要な場合

損害の額、事故と損害との関係

④ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的等に該当する可能性がある場合

第2号および第3号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

⑤ 第1号から第4号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権の有無等、会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

5. 第4項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、会社が請求を受けた日から当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

① 第4項第1号から第4号までに定める事項を確認するため、警察、検察等公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。) 180日

② 第4項第1号から第4号までの事項を確認するための医療機関、専門機関等による鑑定あるいは調査機関による調査 90日

6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

7. 第4項および第5項の確認をする場合は、会社は保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、保険金を請求した者に通知します。

8. 会社は第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息は支払いません。

11. 保険期間中における保険契約内容の変更

第35条(保険金額の減額・増額)

この保険契約の保険期間中における保険金額の減額・増額は取り扱いません。

第 36 条（保険期間、保険料払込期間の変更）

この保険契約の保険期間、保険料払込期間を変更することはできません。

第 37 条（保険料の払込方法＜回数＞の変更）

この保険契約の保険料の払込方法＜回数＞の変更は取り扱いません。

第 38 条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
2. 第 1 項の通知をするときは、必要書類(第 47 条)を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
3. 第 2 項の通知が会社に到達前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

第 39 条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 第 38 条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 第 1 項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 第 1 項の保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することはできません。
4. 第 3 項の通知をするときは、必要書類(第 47 条)を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第 40 条（保険金受取人の死亡）

1. 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に、保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
2. 第 1 項の規定により保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合には、代表者を 1 人定めるものとします。この場合、その代表者は、他の保険金受取人を代理するものとします。
3. 保険契約者が第 1 項の変更を請求するときは、第 47 条（請求書類）に定める必要書類を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第 41 条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。
2. 保険契約者が第 1 項の変更を請求するときは、第 47 条(請求書類)に定める必要書類を会社に提出してください。
3. 第 1 項の場合、保険証券に表示がなければ、保険契約者の変更について会社に対抗することはできません。

第 42 条（保険契約者の氏名・住所の変更）

1. 保険契約者が氏名・住所を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が第 1 項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到

達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第43条（年齢の計算）

1. この保険契約の責任開始日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。
2. 被保険者の保険契約締結後の年齢は、第1項の契約年齢に、責任開始日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第44条（年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合、次の方法で処理します。
 - ① 契約日から誤りの事実が発見された日までの間のいずれかの日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。
 - ② 前号以外るとき、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

13. 保険期間中の保険料の増額、保険金額の削減および保険金の削減

第45条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の削減）

1. この保険契約の計算の基礎に著しい影響をおよぼす状況が生じたときは、会社は、会社の定めるところにより、この保険契約の保険期間中において、保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
2. 第1項の取扱いを行う場合には、会社は、ただちに保険契約者にその旨を通知します。

第46条（保険期間中の保険金の削減払い）

1. 想定外の事象発生により、一時に多くの保険金の支払事由が生じ、保険金支払いのための財源が著しく不足し、かつ更新後の保険料変更等の対応でも会社の収支の改善が見込まれない場合、会社は、会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
2. 第1項の取扱いを行う場合には、会社は、ただちに保険契約者にその旨を通知します。

14. 請求書類

第47条（請求書類）

1. この約款にもとづく保険金の支払および保険契約の変更等については、別表4の書類を提出してください。
2. 会社は第1項の提出書類の一部の省略を認め、または、第1項の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

15. 時効

第 48 条 (時効)

この保険契約にもとづく保険金の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には時効により消滅します。

16. 管轄裁判所

第 49 条 (管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意における管轄裁判所とします。

17. 保険契約の更新

第 50 条 (保険契約の更新)

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了の日の3か月前までに保険契約者に更新案内の通知をします。更新案内を受け取った保険契約者が、保険期間満了の日の1か月前までに保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、保険契約は保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、更新日における被保険者の年齢が会社の定める保険契約上の年齢を超えるときには、この保険契約は更新されないものとします。
3. 更新後の保険契約については、次の各号の定めるところによります。
 - ① 保険期間
1年間とします。
 - ② 保険料払込期間
1年間とします。
 - ③ 保険金額
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - ④ 保険料
更新前の保険料と同額とします。
 - ⑤ 保険期間の継続の取扱
第6条（死亡保険金の支払）、第12条（告知義務）、第17条（告知義務違反による解除をできない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続されたものとします。
 - ⑥ 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。ただし、第2条第2項に規定する責任開始日からその日を含めて2年を超えて有効に存続したときは解除できません。（責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金の支払事由が発生したときは除きます。）
 - ⑦ 更新する保険契約の第1回保険料の払込
更新日の属する月の前月末日までに払い込んでください。この場合、第21条（保険料口座

振替ができない場合の取扱)、第 23 条 (保険料払込の猶予期間および保険契約の失効) および第 24 条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱) の規定を準用します。

⑧ 適用する普通保険約款および保険料率

更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

⑨ 保険契約継続証

保険契約を更新した場合には、保険契約継続証を発行して更新日までに契約者に交付します。

第 51 条 (保険契約の更新時における保険料および保険契約内容の見直し等に関する取扱)

1. この保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が生じたときは、会社は、会社の定めるところにより、更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. この保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が生じ、この保険商品が不採算となった場合、会社は、会社の定めるところにより、更新後の保険契約を引き受けないことがあります。
3. 第 1 項および第 2 項の取扱いを行う場合には、会社は、保険期間満了日の 3 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

＜別表1＞ 対象となる重度障害状態（関係条文：第7条、第9条）

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢のひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. 要介護認定等基準時間が90分以上である状態
またはこれらに相当すると認められる状態のもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. そしゃくおよび言語の障害

- (1) 「言語の機能を廃したもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外のものを摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を廃したもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、①食物の摂取、②排便・排尿・その後の始末、および③衣服着脱・起居・歩行・入浴の3項目のうち①から③のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 随時介護を要するもの

「随時介護を要するもの」とは、①食物の摂取、②排便・排尿・その後の始末、および③衣服着脱・起居・歩行・入浴の3項目のうち、いずれか1項目以上が自分ではできず、随時他人の介護を要する状態をいいます。

6. 要介護認定等基準時間

介護保険法に規定する介護認定審査会による要介護状態の審査及び判定に用いる基準時間。

7. 上記の重度障害状態は、保険業法施行令第1条の6第3号に規定する重度障害保険の給付対象として内閣府令で定めるものであって、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める第1級もしくは第2級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態、および要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令第1条第1項第4号または第5号の状態に該当する状態をいいます。

＜別表2＞ 対象となる手術および手術給付倍率表（関係条文：第4条）

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。また、感覚器・視器の手術においては、屈折矯正手術および調節異常矯正手術を除きます。

手術番号	対象となる手術	給付倍率
○ 皮膚・乳房の手術		
1 ;	植皮術(25cm ² 未満を除く)	20
2 ;	乳房切断術	20
○ 筋骨の手術(抜釘術は除く)		
3 ;	骨移植術	20
4 ;	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20
5 ;	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6 ;	鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く)	10
7 ;	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8 ;	脊椎・骨盤観血手術	20
9 ;	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10 ;	四肢切断術(手指・足指を除く)	20
11 ;	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
12 ;	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10
13 ;	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10
○ 呼吸器・胸部の手術		
14 ;	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15 ;	咽頭全摘手術	20
16 ;	気管・気管支、肺、胸膜手術	20
17 ;	胸郭形成術	20
18 ;	縦隔腫瘍摘出術	40
○ 循環器・脾の手術		
19 ;	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20 ;	静脈瘤根本手術	10
21 ;	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	40
22 ;	心膜切開・縫合術	20
23 ;	直視下心臓内手術	40
24 ;	体内用ペースメーカー埋込術	20
25 ;	脾摘除術	20
○ 消化器の手術		
26 ;	耳下腺腫瘍摘出術	20
27 ;	顎下腺腫瘍摘出術	10
28 ;	食道離断術	40

29 ;	胃切除術	40
30 ;	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	20
31 ;	腹膜炎手術	20
32 ;	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33 ;	ヘルニア根本手術	10
34 ;	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35 ;	直腸脱根本手術	20
36 ;	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	20
37 ;	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
○ 尿・性器の手術		
38 ;	腎移植手術(受容者に限る)	40
39 ;	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	20
40 ;	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
41 ;	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
42 ;	陰茎切断術	40
43 ;	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44 ;	陰嚢水腫根本手術	10
45 ;	子宮広汎全摘手術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	40
46 ;	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47 ;	帝王切開娩出手術	10
48 ;	子宮外妊娠手術	20
49 ;	子宮脱・膣脱手術	20
50 ;	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20
51 ;	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く)	20
52 ;	その他の卵管・卵巣手術	10
○ 内分泌器の手術		
53 ;	下垂体腫瘍摘除術	40
54 ;	甲状腺手術	20
55 ;	副腎全摘除術	20
○ 神経の手術		
56 ;	頭蓋内観血手術	40
57 ;	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
58 ;	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59 ;	脊髄硬膜内外観血手術	20
○ 感覚器・視器の手術		
60 ;	眼瞼下垂症手術	10
61 ;	涙小管形成術	10
62 ;	涙嚢鼻腔吻合術	10
63 ;	結膜嚢形成術	10
64 ;	角膜移植術	10

65 ;	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66 ;	虹彩前後癒着剥離術	10
67 ;	緑内障観血手術	20
68 ;	白内障・水晶体観血手術	20
69 ;	硝子体観血手術	10
70 ;	網膜剥離症手術	10
71 ;	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72 ;	眼球摘除術・組織充填術	20
73 ;	眼窩腫瘍摘出術	20
74 ;	眼筋移植術	10
○ 感覚器・聴器の手術		
75 ;	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76 ;	乳様洞削開術	10
77 ;	中耳根本手術	20
78 ;	内耳観血手術	20
79 ;	聴神経腫瘍摘出術	40
○ 悪性新生物の手術		
80 ;	悪性新生物根治手術	40
81 ;	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
82 ;	その他の悪性新生物の手術	20
○ 上記以外の手術		
83 ;	上記以外の開頭術	20
84 ;	上記以外の開胸術	20
85 ;	上記以外の開腹術	10
86 ;	衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87 ;	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
○ 新生物根治放射線照射		
88 ;	新生物根治放射線照射(50グレイ(5,000ラド)以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

<別表3> 精神および行動の障害（関係条文：第1条、第3～9条）

①「精神及び行動の障害（薬物依存を含みます。）」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された下記の分類項目に該当するものをいいます。

中間分類項目	基本分類項目	内 容
F00-F09		症状性を含む器質性精神障害
F10-F19		精神作用物質使用による精神および行動の障害
	F10	アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害
	F11	アヘン類使用による精神および行動の障害
	F12	大麻類使用による精神および行動の障害
	F13	鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害
	F14	コカイン使用による精神および行動の障害
	F15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害
	F16	幻覚薬使用による精神および行動の障害
	F17	タバコ使用<喫煙>による精神および行動の障害
	F18	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害
	F19	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害
F20-F29		統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F30-F39		気分[感情]障害
F40-F48		神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F50-F59		生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F60-F69		成人の人格および行動の障害
F70-F79		知的障害<精神遅滞>
F80-F89		心理的発達の障害
F90-F98		小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
F99		詳細不明の精神障害

備考

薬物依存

「薬物依存」とは、上記のうちF10～F19を指します。

②自然分娩

中間分類項目	基本分類項目	内容
	O80	単胎自然分娩
	O84.0	多胎分娩・全児自然分娩

＜別表4＞ 請求書類（関係条文：第47条）

①保険金請求書類

提出書類	保険金種類							
	死亡	重度 傷害	傷害 死亡	傷害重 度障害	入院	通院	手術	日常生 活賠償 責任
1. 会社所定の請求書	●	●	●	●	●	●	●	●
2. 保険証券および保険契約継続証	●	●	●	●	●※1	●※1	●※1	●
3. 保険金受取人の印鑑証明書	●	●	●	●	●※1	●※1	●※1	
4. 保険金受取人の戸籍抄本	▲※2		▲※2					
5. 保険金受取人の住民票		●※1		●※1	●※1	●※1	●※1	
6. 被保険者の住民票（会社が必要とした場合は戸籍抄本）	●	●※1	●	●※1	●※1	●※1	●※1	
7. 会社所定の様式による医師の死亡証明書（会社が必要とした場合は医師の診断書または死体検案書）	●		●					
8. 会社所定の様式による医師の診断書（会社が必要とした場合は医師の診断書）		●		●	●	●	●	
9. 事故であることを証明する書類			●	●	▲※2	▲※2	▲※2	
10. 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し		●※1		●※1	●※1	●※1	●※1	
11. 会社所定の事故状況報告書								●
12. 示談書その他これに代わるべき書類								●
13. 損害賠償金および費用の額を証明する書類								●

注記：会社は、上記提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※1. 代理請求の場合必要となります。

※2. 会社が必要とした場合に提出して頂きます。

②保険契約の変更書類

提出書類	変更手続		
	解約	契約者変更	保険金 受取人の変更
1. 会社所定の請求書	●	●	●
2. 保険証券および保険契約継続証	●	●	●
3. 保険契約者の印鑑証明書		●	●
4. 旧保険契約者の印鑑証明書		●※3	
5. 旧保険契約者の除籍謄本		●※4	
6. 相続人代表の印鑑証明書		●※4	

注記：「会社所定の請求書」には被保険者同意欄が含まれています。

※3. 旧保険契約者生存の場合必要となります。

※4. 旧保険契約者死亡の場合必要となります。

<別表5> 対象とならない運動等（関係条文：第3～5条、第8～9条）

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
